

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その95)

年金の税金について

Q

私は女性で60歳になり、在職しながら年金を受け取っていますが、「厚生年金」と「企業年金」から源泉徴収票が届きました。確定申告をする必要があるのでしょうか？ その場合、所得税はどのような計算になるのでしょうか？
(会社：年収 200 万円、社会保険料 年額 14 万円、源泉徴収額 35,735 円、扶養家族なし)
(厚生年金：年額 100 万円、源泉徴収額 0 円) (企業年金：年額 80 万円、源泉徴収額 61,260 円)

A

年金の収入は、「公的年金等に係わる雑所得」として税金が課せられます。二箇所以上から収入がある場合、原則確定申告をしなければなりません。所得税は、確定申告で所得税額を確定させます。すでに、源泉徴収されている場合は、その分を差し引き精算します。(下図参照)

所得税の計算

①各種所得(雑所得・給与所得等)区分ごとに控除額を差し引いた後、総所得金額を算出します。

雑所得	公的年金等の収入 - 公的年金等控除 = 雑所得 (厚生年金+企業年金) (100万円+80万円) 82.5万円 97.5万円			給与所得	給与 - 給与所得控除 = 給与所得 200万円 78万円 122万円		
	年齢	年金額	公的年金等控除額		給与年収	給与所得控除額	
	65歳未満	130万円未満	70万円		180万円以下	給与年収 × 40% ※ 65万円未満のときは 65万円	
		410万円未満	年金額 × 25% + 37.5万円			360万円以下	給与年収 × 30% + 18万円
		770万円未満	年金額 × 15% + 78.5万円				660万円以下
	65歳以上	770万円以上	年金額 × 5% + 155.5万円		1,000万円以下	給与年収 × 10% + 120万円	
		330万円未満	120万円		1,000万円超	給与年収 × 5% + 170万円	
		410万円未満	年金額 × 25% + 37.5万円				
		770万円未満	年金額 × 15% + 78.5万円				
	770万円以上	年金額 × 5% + 155.5万円					

総所得金額(雑所得+給与所得) ⇒ 97.5万円 + 122万円

②総所得金額から所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を行い、課税総所得金額を算出します。

総所得金額(雑所得+給与所得)	-	所得控除(基礎控除+社会保険料)	=	課税総所得金額
(97.5万円+122万円)		(38万円+14万円)		167.5万円

控除の種類等(主なもの)		控除額	
基礎控除		38万円	
配偶者控除	配偶者が70歳未満	38万円	
	配偶者が70歳以上	48万円	
扶養控除	一般(16歳以上)	38万円	
	特定(19歳から22歳)	63万円	
	老人(70歳以上)	同居	58万円
		別居	48万円

※その他、生命保険料控除、社会保険料控除、障害者控除、医療費控除、雑損控除等があります。

③課税総所得金額が課税の対象となりますので、税率を乗じて所得税額を算出します。

課税総所得金額	×	税率	-	控除額	=	所得税額(100円未満切捨)
(167.5万円 × 5%)		102.1%		0円		85,500円

課税総所得金額(A)	所得税額
195万円以下	{(A) × 5%} × 102.1%
330万円以下	{(A) × 10% - 97,500円} × 102.1%
695万円以下	{(A) × 20% - 427,500円} × 102.1%
900万円以下	{(A) × 23% - 636,000円} × 102.1%
1,800万円以下	{(A) × 33% - 1,536,000円} × 102.1%
4,000万円以下	{(A) × 40% - 2,796,000円} × 102.1%
4,000万円超	{(A) × 45% - 4,796,000円} × 102.1%

注意

年金や給与から、源泉徴収税額がある場合は、すでに納付済みなので、所得税額から源泉徴収税額を差し引きます。

所得税額 < 源泉徴収税額 ⇒ 税金の還付があります。

所得税額 > 源泉徴収税額 ⇒ 税金の追徴があります。

(例題の場合)

85,500円 < (35,735円 + 61,260円) ⇒ 11,495円(税金の還付)

源泉徴収について

◆下記の年金額に満たない場合は、源泉徴収されません。

年金の種類	65歳未満	65歳以上
国の年金	108万円	158万円
厚生年金基金の年金	108万円	80万円

年金額が左表に満たない場合でも、非課税ということではありません。

源泉徴収が免除されるだけです。確定申告義務のある方は確定申告してください。

◆企業年金は、金額に関係なく一律 7.6575%源泉徴収されます。

◆会社が発行した源泉徴収票の源泉徴収税額は、年末調整で基礎控除等を考慮した計算結果です。